

第7回明石市上下水道事業経営審議会（令和8年1月26日）会議録

○日時 令和8年1月26日（月）午後2時00分から午後4時00分

○場所 兵庫県水産会館 4階 第5会議室

○出席者 ・委員

瓦田会長、渡部会長職務代理者、押谷委員、田中委員、架場委員、星川委員、松本委員、渡部委員（委員：五十音順）

・事務局

（水道部局）

東公営企業管理者、藤原経営管理室長、辻水道室長、福永水道経営課長、楡井企画調整担当課長、滝澤営業課長、小椋水道維持保全課長、三谷水道工務課長、宮下水道企画係長、與倉事務職員、木田技術職員

（下水道部局）

橋本次長（下水道経営担当）、正木下水道経営課長、露木下水道計画担当課長

- 配布資料
- 1 次第、委員名簿
 - 2 第7回 明石市上下水道事業経営審議会
 - 3 補足説明資料
 - 4 参考資料
 - 5 経営戦略（素案）
 - 6 答申（素案）

○傍聴人 市民：4名、議員：5名

【1 開会】

事務局から開会宣言

【2 議事（1）第6回審議会での要求資料の提示】

事務局にて『R5調定件数のうち、家事用・業務用などの内訳』について説明を行った。

【2 議事（2）料金表（案）】

事務局にて『基本料金案』、『従量料金案の再検討』、『従量料金の再設定』及び『妥当性の確認』について説明を行い、従量料金は『補正①』を採用することが決定した。

(A 委員)

- ・補正①と②の違いが分かりづらい。補正①は、将来的に目指すべき3区分への移行を考えて、40 m³に境目を設けたことをしっかりと説明した方が良いと感じた。

(B 委員)

- ・補足説明資料について、検針票には2ヵ月ごとの料金で記載されており、請求額も2ヵ月の合計金額であるため、1ヵ月ごとではなく2ヵ月の金額で周知してほしい。また、下水道使用料も併せて、各家庭での使用水量に応じた現在の金額と改定後の金額が比較できる早見表を作成してほしい。
- ・改定後の差額を1日あたりに換算した金額を公表するのは控えた方が良いと思う。
- ・少量使用帯（1人世帯）の改定率が56%上がっているが、大幅なアップ率となっており、受け入れられるか心配である。

(明石市)

- ・使用者目線に立った広報に努め、改定後の差額を1日あたりに換算した表記は削除する。
- ・今までの料金体系では一部の使用水量帯で原価割れとなっていたため、全ての使用者に広く浅く負担いただく料金体系へ改定した結果、少量使用帯の改定率が上がってしまったことを丁寧に説明していきたい。

(会長)

- ・現状、5 m³以下は基本料金のみであり、非常に安く抑えられていたため、改定率としては大きくなってしまいが、金額としては少額となっていることを市民の方にも理解してもらうよう工夫してほしい。また、少量使用帯の金額は全ての使用者が支払う金額であることもしっかりと説明した方が良いと思う。

(A 委員)

- ・少量使用帯の改定率は上がってしまうが、全ての使用者に対して、公平に負担される観点から、妥当な設定金額であると思う。
- ・生活に困っている方などに対しては、福祉施策として、水道料金を補助するような仕組みが必要ではないか。

(会長)

- ・従量料金について、補正①を採用して良いか。

(全委員)

- ・異議なし。

【2 議事（3）次期経営戦略（素案）】

事務局にて『次期経営戦略（素案）』について説明を行った。

（A 委員）

- ・全体的にソフトな表現が多く、特に、明石川河川水と明石川浄水場の廃止（P4）については予定時期を追記し、危機管理（P16）については詳細な内容を知りたい場合はどこを見たら良いか分かるように記載するなど、表現方法を見直した方が良いと感じた。
- ・阪水受水（P18）について、阪水の水が神戸市の施設を経由しているが、阪水の水でなく、神戸市の水を受水している可能性は無いのか。水質やカビ臭等が心配である。

（会長）

- ・危機管理については、市民の方が一番関心を持っている内容であると思うので、給水管所図の地図を記載するなど、情報発信の方法を工夫してほしい。

（明石市）

- ・いただいたご意見をもとに、表現方法を見直したい。危機管理については、ホームページに各種計画が掲載されているため、そこを見てもらえるような表記にする。
- ・基本的に神戸市は、県水と自己水が少ないため、阪水の水を直接本市が受水できており、仮に神戸市の水が供給されたとしても、水質基準は水道法にて規定されているため、安心してご利用いただける。

（C 委員）

- ・老朽管更新（P26）については、市民の方も関心がある内容であるため、重要管路が事後保全ではいけないので、全管路と重要管路を区分して、分かりやすく表現してもらいたい。また、重要管路については、耐震化率も追記し、耐震化計画に基づいて更新していることも丁寧に説明してほしい。

（明石市）

- ・P6に記載している耐震化率および耐震適合率は全管路に対しての率であり、管路の更新基準の見直し（P26）の表現についても併せて表現方法を工夫したい。
- ・本審議会で決定した予防保全・事後保全の考え方については、現在の老朽管更新計画へはまだ反映できていないため、令和8年度に作成する中期経営計画の中で老朽管更新計画を改定する旨を記載する予定である。なお、改定後の老朽管更新計画へは、予防保全の更新率および進捗状況について記載する予定である。

(D 委員)

・財政計画について、4年に1回水道料金の見直しを行うとあるが、今後のスケジュール感を教えてほしい。

(明石市)

・令和8年度に策定する中期経営計画の中で、財政計画の収支と実際の収支を毎年確認していき、大きな乖離が生じた時点で、その都度料金の見直しを行っていきたい。なお、今回の料金改定では、少なくとも4年間は安定的に経営できるような設定としている。

(会長)

・基本方針や施策目標について、省エネ・脱炭素に向けた戦略的目標も示せるか検討してほしい。

・管路更新率にも影響してくる問題でもあるため、人材育成が課題であり、抜本的な対策が必要な旨も記載してほしい。

・DX化についても、他市を参考に全庁的に検討を進めてほしい。

【2 議事（4）答申（素案）】

事務局にて『答申（素案）』について説明を行った。

(E 委員)

・そもそも、今回の料金改定を実施しないといけなくなった理由として、高い逡増度が原因で、大口使用者の水道離れが挙げられることを記載してほしい。

(明石市)

・多量使用者の負担に依存していた旨を記載するか検討する。

(C 委員)

・職員の技術継承および災害時の迅速対応等を踏まえた組織体制の維持・構築については、経営戦略にも記載してほしい。

(明石市)

・答申を受けた後、市の経営戦略を作成する際に、行動計画のもととなる基本方針及び施策目標（第7章）の内容を充実させたい。

(会長)

・市が策定する経営戦略は、公表前に審議会にも諮ってもらえるのか。

- ・広域化について、今回の審議会では議論できなかったが、県水増量以外にも可能なことを盛り込んでほしい。
- ・料金体系の表現で、用途別口径別とあるが、自治体によって書き方が異なる。照会等で回答している表現と合わせた方がよいと思う。
- ・目指すべき料金体系（P5）について、『従量料金は均一料金制又は水量区分の数を最小限とするよう努力されたい』との記載があるが、本日の審議会では将来的に目指すべき区分数を3区分とすることが決定したため、『均一』は削除した方がよいと思う。

（明石市）

- ・答申は、いただいたご意見をもとに修正する。
- ・市が作成する経営戦略については、本審議会に諮ったうえで、公表する。
- ・料金体系の表現について、本市の場合、一般用・湯屋用・家事用があるため、照会で用途別の表現を選択できる場合は、用途別口径別と回答しており、答申と表現を合わせている。

【2 議事（5）その他】

- ・次期経営戦略（素案）および答申（素案）について、大きな修正等の意見が無かったため、会長と事務局で最終的な調整を行い、次回の審議会は書面開催とすることが決定した。
- ・答申の手交式の日程が決まり次第、委員に案内して、参加意向を確認する。

【3 閉会】

事務局から閉会宣言